



「破産管財人等口座開設手数料」新設のお知らせ

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2024年4月1日（月）より、破産管財人等が手続きのために開設する破産管財人等口座について口座開設手数料を新設いたしますので、お知らせします。

当行は、社会・経済環境の変化やお客さまの声を踏まえ、各種手数料の新設・見直しについて十分に検討しつつ、一層のサービス向上につとめてまいります。

記

1. 新設日

2024年4月1日（月）

2. 新設する手数料の内容

対象となる口座名義	2024年4月1日（月）以降に開設される口座で、次のいずれかに該当する口座（個人、法人等を問わず） <ul style="list-style-type: none">・破産管財人・相続財産清算人（管理人）・不在者財産管理人
手数料金額	口座開設1件あたり11,000円（税込）

以上